

発 生 交 第 9 号
令和4年11月25日

鳥取市生活交通会議委員 各位

鳥取市生活交通会議
会長 谷本 圭志
(公印省略)

令和4年度 第3回鳥取市生活交通会議の書面議決について (通知)

本市の交通行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本来であれば表記の会議を開催し、審議していただくべきところですが、鳥取市生活交通会議設置要綱第7条第1項の規定により書面表決により開催し議事審議させていただきますと思います。

つきましては、別紙「書面議決書」にご記入の上、同封の返信用封筒で提出をお願いいたします (メールでの返信でもかまいません)

記

1. 内容

【案件1】気高町・鹿野町における区域運行 (定額制乗合タクシー) の実証実験運行 (運行区域・運賃) の変更について . . . 資料

2. 提出期日 令和4年12月5日 (月) (期限が短くて申し訳ありません。)

【お問合せ先】

〒680-8571 鳥取市幸町71番地
鳥取市都市整備部 交通政策課 (有本 泉)
TEL : 0857-30-8326 FAX : 0857-20-3953
E-mail : kotuseisaku@city.tottori.lg.jp